

資料-05-1 水質汚濁に係る環境基準等の概要

1 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	人の健康の保護に関する環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム		0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン		検出されないこと	検出されないこと
鉛		0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム		0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素		0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
総水銀		0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
P C B		検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素		0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)		—	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン		0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン		0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	—
1, 2-ジクロロエチレン		—	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		1mg/L以下	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン		0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム		0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン		0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ		0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン		0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン		0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/L以下	10mg/L以下
ふっ素		0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素		1mg/L以下	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン		0.05mg/L以下	0.05mg/L以下

※1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

※4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-2 水質汚濁に係る環境基準等の概要

2 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

項 目 名	公共用水域	地下水
クロロホルム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
E P N	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	—	—
トルエン	0.6mg/L以下	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
ニッケル	—	—
モリブデン	0.07mg/L以下	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/以下	0.02mg/以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	—
エビクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

3 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下	別に水域類型 ごとに指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2 mg/L 以上	—	

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

BODまたはCODに係る環境基準の評価方法

- 1 環境基準地点において、年間を通じた全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している場合、環境基準を達成していると判断する。
- 2 複数の環境基準地点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性については、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水域 類型ごと に指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

（備考）基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

資料：県環境エネルギー部水大気環境課

資料-05-3 水質汚濁に係る環境基準等の概要

(2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	

(備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- ※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- ※2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ※3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- ※4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの
- ※5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：県環境エネルギー部水大気環境課